

令和4年5月

自転車マナーアップ強化月間

実施要綱

1 目的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

2 期間

令和4年5月1日(日) ~ 令和4年5月31日(火)

○毎月10日は「県民交通安全の日(※)」

(※)地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。

3 月間の重点

- 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進

4 月間の推進方法

推進機関・団体は、相互に連携して、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項の周知徹底を図ります。また、多くの県民が月間の取組に参加できるよう、テレビ、新聞、SNS等を活用した広報啓発の推進に努めます。



自転車マナーアップ強化月間の具体的推進事項

利用者は…

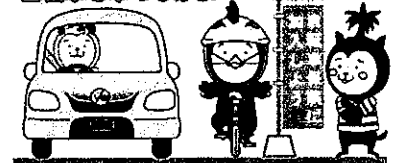
- 自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しよう。
- 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しよう。
- 歩道を通行する際は、歩行者優先を徹底しよう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しよう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめよう。イヤホン等の使用は危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しよう。

家庭・地域・学校では…

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を推進しよう。
- 自転車の点検整備を徹底しよう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しよう。

自転車ルールを守ろう

自転車も車のなかま



交通ルールを守りましょう

県内でも自転車による死亡事故や重傷事故が発生しています。

令和3年中における自転車事故件数

自転車事故 483件(県内全ての交通事故の約1割を占める)

内訳 死者1名 負傷者468名 ※死傷者数は自転車乗車中に死傷した人数

交通ルールやマナーを守り、自転車保険等に加入しましょう

他県では自転車利用者(小学生)が加害者となる事故により、約1億円の高額賠償事例が発生しています。

自転車保険加入は、被害者の救済を図るとともに加害者の負担軽減にもつながることから、宮崎県自転車条例で義務となりました。万が一に備えて、自転車損害賠償責任保険等に加入してください。

宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和3年4月1日施行)

基本理念

- 自転車事故防止及び被害者保護
- 県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現への寄与

条例3つのポイント

- ①自転車損害賠償責任保険等への加入<義務>
- ②70歳以上の高齢者や幼児用座席に乗車させる幼児の乗車用ヘルメットの着用<努力義務>
- ③自転車の点検整備<努力義務>

※自転車条例について詳しくは、県ホームページを御覧ください。

~令和3年度~交通安全ポスターコンクール 入賞作品



中学生の部 金賞
青木杏奈さんの作品



高校・一般の部 佳作
佐藤煌莉さんの作品



小学生上学年の部 佳作
檜垣幸那さんの作品

宮崎県交通事故相談所のご案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

- ◆ 場所 県庁1号館4階
宮崎市橘通東2丁目 10番1号
☎ 0985-26-7039
- ◆ 相談日時
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後3時半

安全運転相談のご案内

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

- ◆ 相談窓口
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後5時
- 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999(音声案内2番)
- 都城運転免許センター ☎0986-25-9999(直通)
- 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999(直通)
- 安全運転相談ダイヤル #8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分